

2015年12月号 FP武蔵野グループ



渡辺公雄 (CFP®、社会保険労務士)

自営業者世帯の年金について

今回は、自営業者の年金について、考えてみたい。
現役世代の自営業者とその家族向けの内容である。

私は、主に年金を仕事としているが、老齢年金額が少ないという声を聞く。特に現役世代に自営業者だったという人にその声が多いと感じている。

理由を考えてみる。

まず、自営業者は、国民年金に加入することになる。そしてその配偶者も国民年金加入が義務付けられている。平成27年度価額にして、月額 15,590 円 (年間納付額 187,080 円。免除制度もある)、夫婦で年間 374,160 円である。この支払額が、重く感じることになる。その他にも払わなければならないものは多くあり、将来の年金とっていると保険料の支払いは滞ることになる。

国民年金保険料を20歳～60歳未満までずっと支払っても、65歳から年約80万円弱 (月6万5千円程度) の老齢基礎年金しか貰えない。免除している場合や、支払いをしていない時期があると、更に年金額は少なくなっていく。

また、現役世代のときに一定の障害の状態になれば、障害基礎年金が支給される。金額は、2級で年約80万円弱 (老齢基礎年金の満額と同額。月6万5千円程度) である。障害の状態が3級と判断されると、障害基礎年金は支給されない。

対して、サラリーマン。厚生年金保険料は強制徴収である。自然と強制徴収後の手取りから生活に関する費用を支払っていくことになる。また配偶者が働いていない (一定時間のパートなども可) 場合でも第3号被保険者という保険料を支払わなくても、その分の老齢

基礎年金は受給できる仕組みがある。

仮に、稼ぎ頭（サラリーマン）が月20万円（税込）の給与を得ていて、第3号被保険者の配偶者がいるとする。この場合の本人が支払う厚生年金保険料（平成26年9月価額）は、月額17,474円（年間209,688円）で済む。但し、厚生年金保険料は労使折半であるため、実際は倍額支払っていると考えることができる。

サラリーマンには、老齢基礎年金に加え、老齢厚生年金が受給できる。また、このサラリーマンが死亡した場合には配偶者等に遺族厚生年金が支給されることもある。現役のサラリーマンのときに障害の状態になれば、障害厚生年金も受給できる場合がある。この場合、3級でも受給できるのであるから、受給しやすいのである。

上記から、夫婦のどちらかはサラリーマン（厚生年金保険加入）であることが望ましいと考える。仮に、自営業者側に一時的に所得がなくても、第3号被保険者になることで、特に出費することなく、老齢基礎年金の一定の額がキープできるからだ。

年金以外でも、サラリーマンは優遇されている。例えば、所得税の給与所得控除や、健康保険には傷病手当金という休職（退職）時の所得保障がある。労働者災害補償保険（いわゆる労災）にも加入している。

自営業者世帯の生活は厳しい。

是非、夫婦のどちらかはサラリーマンであってほしいものだ。それが無理なら、国民年金のほかに国民年金基金など、自分で拠出する年金に加入しておくべきである。

以上